

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は
国民健康保険税（以下保険税と表記）が**減免**となります。

【減免の対象となる保険税】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税
（※重要 原則、各納期限の7日前までが申請期限となります。
ただし、令和4年10月14日までは遡及申請を認めます。）

【保険税の減免の対象となる方】※主たる生計維持者とは、原則世帯主を指します。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税の全額を免除**
※重篤な傷病とは、医師の診断により、1か月程度の入院（宿泊療養等の期間含む。）をされた等、症状が重篤であった場合です。（医師の診断書が必要です。）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※以下参照）が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の免除、又は一部を減額**
※収入見込みにあたっては、根拠となる直近3か月の収入実績及び昨年の各月收入実績を参考に算出してください。また、その算出根拠となる資料の添付をお願いします。

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- （1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- （2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

○**保険税の減免額**は、**減免対象保険税額**（ $A \times B / C$ ）に**減免割合**（D）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得金額
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合 : **全部(10分の10)**
400万円以下の場合 : **10分の8**
550万円以下の場合 : **10分の6**
750万円以下の場合 : **10分の4**
1,000万円以下の場合 : **10分の2**

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。失業の場合、状況により免除ではなく軽減（減額）となる場合があります。

減免の要件や申請に必要な書類等の詳細については、市HPをご覧ください。

御不明な点は以下電話番号にお問い合わせ下さい。

市HP国民健康保険QRコード

島田市国保年金課 保険税係

電話：0547-36-7178



(HP: <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi/tetuduki/nenkin/hoken-nenkin/k-hoken/>)